

5 池袋線(上り)西台カーブ



横転事故状況

- 平成20年4月に発生した、上記の事故発生ポイント(右曲がり)の制限速度は60Km/h、旋回半径(R)は143mと緩やかなカーブであるが、ドライバーの運転技術過信に基づくスピードの出しすぎ(90Km/h)でカーブを走行中、危険を感じブレーキをかけた時にハンドルがぶれて、トレーラがジャックナイフ現象となり、コンテナの左後方が側壁に3度ほど接触して、左に横転し、ドライバーは軽傷を負いました。

注意事項

- 5号池袋線は、大型貨物自動車のドライバーの多くが首都高速道路の中で走行しづらいと指摘する路線の一つである。当該西台付近において、カーブを知らせるカーブ警戒ゼブラ板やカーブ警戒標識が見えてきたらアクセルを緩め、十分に減速して走行しましょう。
- カーブ部ではカーブ警戒ゼブラ板等でカーブ形状を把握しましょう。